仕様書

（業務の内容）

第１条　本業務は、新宿 45 号沿いの以下土地の調査、測量、分筆登記処理等を行う業務とする。

・逗子市新宿４丁目 1707 番６、1707 番７

（履行期間）

第２条　本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和８年２月 27 日までとする。

（参加条件）.

第３条　本業務の参加条件は次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

２　令和７・８年度逗子市競争入札参加資格者名簿（一般委託「土地家屋調査士業務の委託」）に登録されているもの。

３　神奈川県内に本店又は支店、営業所を有する者であること。

４　土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

５　本仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

（作業範囲）.

第４条　本業務の作業範囲は別紙図面の通りとする。

（作業における留意点）.

第５条　分筆する箇所については隣接する道路用地に接続する幅で行うが、土地所有者との協議により、幅が変更する際には監督員と協議の上決定するものとする。

（基本的処理方針）.

第６条　受注者は、本業務を実施する場合において、不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)、不動産登記令(平成 16 年政令第 379 号)、不動産登記規則(平成 17 年法務省令第 18 号)、不動産登記事務取扱手続準則(平成 17 年 2 月 25 日付け法務省民 2 第 456 号通達)等の各規程及び仕様書等に適合したものとなるよう、正確かつ迅速に業務を処理しなければならないものとする。

（業務の実施）

第７条　受注者は、本業務の実施にあたって発注者又は登記所から立会いを求められたときは立会うものとする。

２　受注者は、発注者から本業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

（土地の立入り等）

第８条　関係市町村等への土地の立ち入り通知は、発注者名で行うものとし、受注者は、立入りに当たって、発注者の交付する証票を携帯する必要が生ずる場合には、書面をもって発注者に請求するものとする。

２　受注者は、土地所有者その他関係人と無用の摩擦を生じないよう注意するものとし、踏み荒らし等の補償は受注者の負担とする。

（作業の中止等）

第９条　受注者は、発注者の指示があった場合は速やかに作業を中止すること。

（内容の変更等）

第 10 条　作業の過程において当社の都合により必要と認められるときは、設計等の内容を変更するものとする。

（成果品）

第 11 条　受注者は、別紙成果品一覧表に掲げる成果品を提出するものとする。

（補正等）

第 12 条　成果物の引き渡し後であっても不備が判明した時は、受注者の負担において補修しなければならない。

（損害の負担）

第 13 条　受注者が実施した業務に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、受注者が善良な管理者の注意を払ったと認められるとき及び発注者の責めによる損害については、この限りでない。

（その他）

第 14 条　この仕様書に定めない事項及び疑義が生じた事項については、監督員と協議して定めるものとする。

（別紙）成果品一覧表

NO	成果品	数量	記事
1	登記完了証、若しくは受領証（受付のお知らせ）	各１部	登記が完了しない場合はその事由を記した報告書に換えることができる。
2	登記完了後の公図、地積測量図	各１部	登記が完了しない場合はその事由を記した報告書に換えることができる。
3	登記の前提となる測量成果簿	各１部	
4	上記の電子データ	各１部	CD-ROM 等の電子記憶媒体に格納するものとする

［別　添］

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第１条　受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第２条　受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第３条　受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第４条　受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第５条　受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

２　受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第６条　受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行い、第三者（受注者に子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

２　受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

３　受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

４　受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第７条　受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

（保有の制限等）

第８条　受注者は、この業務を処理するために個人情報を保有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（安全管理措置）

第９条　受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第10条　受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第11条　受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

（持出しの禁止）

第12条　受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

（罰則の周知及び従事者の監督）

第13条　受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（教育及び研修の実施）

第14条　受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第15条　受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

（事故発生時の対応）

第16条　受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

２　受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

３　受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

（調査監督等）

第17条　発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

２　受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

（指示）

第18条　発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第19条　発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

位置図

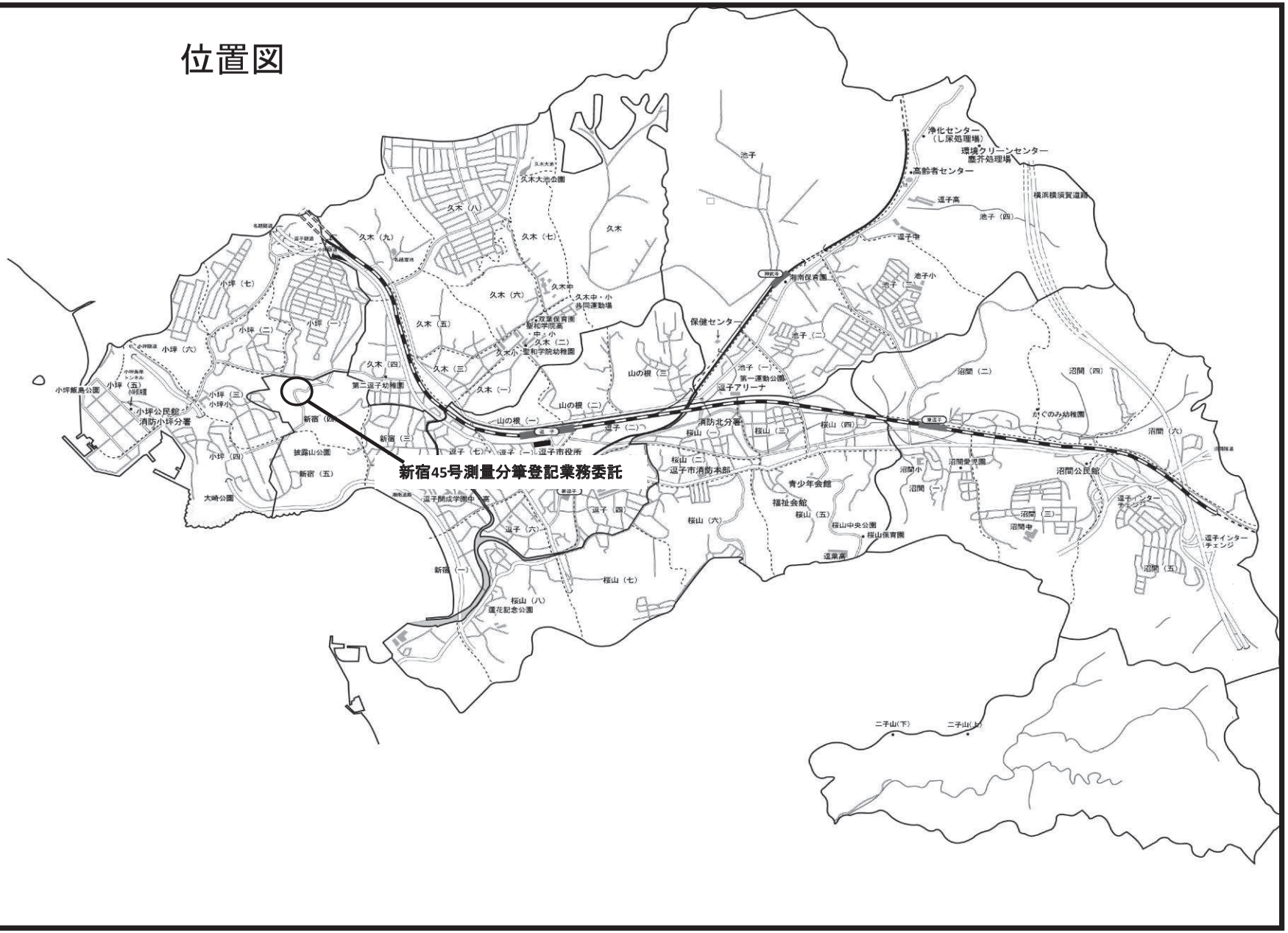
新宿45号測量分筆登記業務委託
浄化センター
（し尿処理場）
環境クリーンセンター
塵芥処理場
高齢者センター
逗子高
横浜横須賀道路
池子（四）
逗子中
池子小
池子（二）
海南保育園
保健センター
池子（一）
第一運動公園
逗子アリーナ
久木大池公園
久木（八）
久木（七）
久木
久木（九）
久木（六）
久木中
久木中・小
共同運動場
双葉保育園
聖和学院高
・中・小
久木（五）
久木（二）
久木小
聖和学院幼稚園
久木（四）
久木（三）
久木（一）
第二逗子幼稚園
山の根（三）
山の根（二）
山の根（一）
逗子（二）
逗子市役所
逗子（七）
逗子（一）
新宿（四）
新宿（三）
新宿（一）
新宿（五）
披露山公園
小坪（七）
小坪（二）
小坪（一）
小坪（六）
小坪（五）
小坪（三）
小坪小
小坪（四）
小坪飯島公園
小坪公民館
消防小坪分署
大崎公園
逗子開成学園中・高
逗子（四）
逗子（六）
桜山（八）
風花記念公園
桜山（七）
桜山（六）
桜山（五）
桜山中央公園
桜山保育園
逗葉高
桜山（四）
桜山（三）
桜山（二）
桜山（一）
消防北分署
逗子市消防本部
青少年会館
福祉会館
沼間（二）
沼間（四）
かぐのみ幼稚園
沼間（六）
沼間愛児園
沼間小
沼間（一）
沼間公民館
沼間（三）
沼間中
逗子インターチェンジ
沼間（五）
二子山（下）
二子山（上）

地積測量図

458405

前 1707-2 後 新同一 新

地番 1707-2 -4 -5 -6 -7 -8

土地所在 豊島区平和台4丁目

昭和45年9月25日

作

土地家屋調査士

代表取締役

1/2

道路未確定

A

B

民有地 1707-6 227㎡
1707-7 279㎡ 登記面積

道路 A 150㎡
B 355㎡

境界測量 1011㎡

道路境界線外周から5m A 635㎡
B 1300㎡

用地現況測量 1935㎡

用地境界仮杭設置、復元測量 18点

境界標埋設 プレート標 16本

境界点間測量 A 200㎡
B 355㎡

555㎡

縮尺 1/300

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)